

兵庫県公報

令和7年6月27日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年6月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

1 老人ホームの表神戸市の項中

「

財団法人 日本老人福祉財団 神戸ゆうゆうの里	同 市北区鳴子3丁目2
------------------------	-------------

」

を

「

財団法人 日本老人福祉財団 神戸ゆうゆうの里	同 市北区鳴子3丁目1ー2
------------------------	---------------

」

に、太子町の項中

「

社会福祉法人 大和福祉会 特別養護老人ホーム まほろばの里	同 町塚森 125ー1
医療法人社団 ほがらか会 サービス付き高齢者向け住宅てくてく	同 町矢田部 335ー1

」

を

「

社会福祉法人 大和福祉会 特別養護老人ホーム まほろばの里	同 町塚森 125ー1
-------------------------------	-------------

」

に改める。